

特許	判決年月日	令和8年4月16日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和7年(行ケ)第10023号		
<p>○ 発明の名称を「熱可塑性樹脂組成物とそれを用いた樹脂成型品および偏光子保護フィルムならびに樹脂成形品の製造方法」とする特許発明について、当業者は主引用発明及び文献に記載された技術的事項に基づき、特許発明と主引用発明との相違点に係る構成を採用することを容易に想到することができたものといえ、かつ、当該特許発明は、その構成が奏するものとして当業者が予測することができなかつた効果を奏しているとは認められないとして、特許無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例</p>				

(事件類型) 審決(無効不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第4974971号

(審決) 無効2023-800048号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「熱可塑性樹脂組成物とそれを用いた樹脂成型品および偏光子保護フィルムならびに樹脂成形品の製造方法」とする発明(本件発明1及び6)についての特許無効審判請求を不成立とした審決(本件審決)の取消訴訟である。

本件発明1は、特定の構成を有する紫外線吸収剤を含む熱可塑性樹脂組成物の発明であり、本件発明6はその製造方法の発明である。

原告は、審判段階で、特許の無効理由として、本件特許の優先日(本件優先日)前に頒布された文献(甲1)に記載された発明(偏光子保護フィルムを形成する樹脂組成物の発明)に、甲2に記載された紫外線吸収剤を適用することによって、当業者が容易に発明をすることができたものであり、進歩性を欠如すると主張した。これに対し、本件審決は、甲1に記載された発明に、甲2に記載された紫外線吸収剤を適用する動機付けがなく、かつ、本件発明が奏する効果は、当業者が甲1及び甲2から予測し得たものではないとして、進歩性欠如の無効理由は認められないと判断した。

2 本判決は、上記動機付けの有無及び発明が奏する効果に関する本件審決の判断は誤りであるとして、本件審決を取り消した。その判断は、概要以下のとおりである。

(1) 甲1には、甲2に記載されている紫外線吸収剤を甲1の偏光子保護フィルムに用いることを示唆する記載があり、甲2に記載されている紫外線吸収剤を、本発明に適した紫外線吸収剤と記載している。甲2には複数の紫外線吸収剤が記載されているが、当業者であれば、甲2に挙げられている紫外線吸収剤のうち三つの紫外線吸収剤(化合物K、O、P)が、本件発明の紫外線吸収剤の構成を満たすものであることを理解する。また、甲2の記載によれば、化合物K、Pは好ましいものとされており、化合物K、Oは紫外線の吸収能が高いものであることが理解される。

甲1発明は、該樹脂組成物を厚さ80 μ mの偏光子保護フィルムに成形した場合に、偏光子保護フィルムの光線透過率、ガラス転移温度(Tg)、YI(黄色味の指数)が一定の要件を満たすものとなる樹脂組成物であるが、甲2の上記記載内容からすれば、当業者は、甲2に記載された化合物K、O、Pについて、そのいずれかを用いて樹脂組成物を製造し、この樹脂組成物から偏光子保護フィルムを作成した場合に、当該偏光子保護フィルムが上記三つの要件の全てを同時に満たす可能性があると認識し、当業者がこれらの紫外線吸収剤を甲1発明に適用する動機付けがあると認められる。また、甲1の記載によれば、甲1発明に化合物K、O、Pを適用することについては、単独での適用のほか、他の紫外線吸収剤との併用で適用することも動機付けられるといえるが、本件明細書の記載によれば、本件発明に規定された紫外線吸収剤が主成分(50%以上)であれば、本件発明1の構成を満たす。

本件審決は、甲2に記載された紫外線吸収剤が、甲1の上記要件の全てを同時に満たすものであることを当事者が認識するような記載や示唆がないことを挙げるが、化合物K、O、Pを甲1発明に適用した場合に、得られる樹脂組成物を用いて作製されるフィルムが前記の3要件を全て満たすものとなるか否かという、フィルムによって奏される効果を確認・検討することが動機付けられるといえ、上記3要件を確実に同時に満たすものであると認識して初めて動機付けがあることになるとは解されない。

被告は、甲1発明の紫外線吸収剤として甲2記載の化合物K、O、Pを適用すると、フィルムが黄色味を帯びてしまい、甲1の光線透過率の要件とYI値の要件を両立することができないから、上記適用の動機付けはなく、むしろ阻害要因があるなどと主張する。しかし、被告が提出した実験の結果を含め、本件の全証拠によっても、甲1発明の紫外線吸収剤として化合物K、O、Pを適用すると、甲1発明の前記要件を両立できないと当業者が理解するとはいえず、適用の動機付けは否定されず、阻害要因があるとは認められない。

- (2) 本件審決は、本件発明1の効果の中でも特に、フィルムからブリードアウトした紫外線吸収剤の量の程度を示す濁度変化量が「0」(零)であることは、甲1及び甲2の記載事項から、当業者が予測し得たものではないと判断した。

しかし、本件明細書の実施例1～5は、紫外線吸収剤として同一・特定のものを用いているところ、本件発明1における紫外線吸収剤の記載は、上記特定のものに限らず、様々な種類のものを含み得るものであり、本件発明における紫外線吸収剤がどのようなものであっても、これを含む樹脂組成物を成形して得られたフィルムの濁度変化量がゼロとなるか否かは、実施例1～5からは明らかでなく、これらの実施例によっても、濁度変化量に関し、本件発明1が、本件優先日当時、その構成が奏するものとして当業者が予測することができなかつた効果を奏しているとは認められない。

また、濁度変化量以外の効果についても、本件発明1について、当業者が予測することができなかつた効果を奏しているとは認められない。